

研究ノート

教員の体罰に関する一考察

福田みのり*1

キーワード：体罰、教員、学校教育法、懲戒、生徒指導法

1はじめに

桜宮高等学校の体罰事件や監督による女子柔道強化選手に対する暴力行為の告発を受けて、体罰について社会的な関心が高まっている。しかしながら、このような体罰の事案はこれまでにも多くあり、実際には教育や指導の現場には根深く存在している。また、教育心理学の講義などにおいて教員や保育士を目指す学生たちと議論していても、体罰を肯定する声が意外と多い。

体罰は学校教育法で禁止されているにも関わらずなくならないのはなぜか。なぜだめなのか、何がだめなのかについて教育心理学を教授する立場から改めて考える必要性を感じる。また一方で、学校現場の教員からは、どうやって指導すればよいのか、何でも体罰とされてしまうのではないかと委縮している様子もうかがえる。事例や子どもたち、教員のできるだけ生の声をもとにして、現状に即した体罰根絶へ向けた対応について論考する。

2体罰の定義

体罰とは一般的には「肉体に直接苦痛を与える罰」¹⁾と定義されており、学校教育法第11条において、「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」と定められ、禁止されている。つまり教育上必要があると認める時には児童生徒に懲戒を加えることができる一方で、肉体的苦痛を与えるような懲戒である体罰は許されていない。しかも、

平成19年度の文部科学省通知²⁾によれば、「体罰がどのような行為なのか、児童生徒への懲戒がどの程度まで認められるかについては機械的に判定することは困難」だとし、「一時の感情に支配されて、安易な判断のもとで懲戒が行われることがないよう留意し、家庭との十分な連携を通じて日頃から教員等、児童生徒、保護者間での信頼関係を築いておくことが大切」とも述べられている。

この懲戒と体罰の境界線が明確になされておらず、個々の状況判断にゆだねられている点がこれまでにも体罰を禁止しているながら、なかなか体罰が減少していない一因とも考えられる。最上(1996)³⁾は、体罰事件が一向に絶えない背景についての考察の一つとして「体罰の定義が明確でない」ことをあげ、体罰根絶へむけて「教師の正当防衛や緊急避難行為は体罰の定義の中に含めないこととする」と提言している。

文部科学省でも、相次ぐ体罰事件を受けて以下のような実例をあげて体罰と懲戒、正当な行為について定義を行っている⁴⁾⁵⁾。

<体罰>

○身体に対する侵害を内容とするもの

- ・体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける
- ・帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を、突き飛ばして転倒させる
- ・授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする
- ・立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頬をつねって席につかせる

*1 山口福祉文化大学 ライフデザイン学部

- ・生徒指導に応じず、下校しようとしている生徒の腕を引いたところ、生徒が腕を振り払ったため、当該生徒の頭を平手で叩く
 - ・給食の時間、ふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかつたため、持っていたボールベンを投げつけ、生徒に当てる
 - ・部活動顧問の指示に従わず、ユニフォームの片づけが不十分であったため、当該生徒の頬を殴打する
- 被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの
- ・放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない
 - ・別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切室外に出ることを許さない
 - ・宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた

<懲戒>

- ・放課後等教室に残留させる（用便のためにも室外にでることを許さない、又は食事時間を過ぎても長く留め置く等肉体的苦痛を与えるものは体罰に当たる）
- ・授業中、教室内に起立させる
- ・学習課題や清掃活動を課す
- ・学校当番を多く割り当てる
- ・立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる
- ・練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる

<正当な行為>

- 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使
- ・児童が教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、児童の背後に回り、体をきつく押さえる
- 他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使

- ・休み時間に廊下で、他の児童を押さえつけて殴るという行為に及んだ児童がいたため、この児童の両肩をつかんで引き離す
- ・全校集会中に、大声を出して集会を妨げる行為があつた生徒を冷静にさせ、別の場所で指導するため、別の場所に移るよう指導したが、なおも大声を出し続けて抵抗したため、生徒の腕を手で引っ張って移動させる
- ・他の生徒をからかっていた生徒を指導しようとしたところ、当該生徒が教員に暴言を吐きつばを吐いて逃げ出そうとしたため、生徒が落ち着くまでの数分間、肩を両手でつかんで壁へ押しつけ、制止させる
- ・試合中に相手チームの選手とトラブルになり、殴りかかろうとする生徒を、押さえつけて制止させる。

しかし、体罰行為の内容を規定し具体的にしただけで体罰がなくなるのだろうか。実際の学校現場で起つた体罰事例をもとに論点を整理する。

3 ある体罰事例から ~論点整理

ここで川西市子どもの人権オンブズパーソン(2013)^⑨において公表されている2011年申立第2号案件をもとに考えてみる。川西市子どもの人権オンブズパーソン条例においては相談者や子どもから「人権の擁護・救済の申立て」を受け、それが条例第6条各号に定める「子どもの人権侵害の救済に関すること」「子どもの人権の擁護及び人権侵害の防止に関すること」「前2号に掲げるもののほか、子どもの人権の擁護のため必要な制度の改善等の提言に関すること」のいずれかに該当すると認める場合に調査を実施している。条例は、オンブズパーソンに市の機関に対する調査権（条例第11条）、勧告及び意見表明権（条例第15条1項、同条2項）を付与している。このような条例に基づき、調査は、主として聞き取りを中心として、関係する機関

や個人との相互理解を深めることを重視した形で行われている。また、子どもの最善の利益を図る公益確保の観点から概要が報告され、当該機関あての条例上の対処の一部が公開されている。

この事例をもとに検討をする意味は、一つには新聞等で取り上げられる体罰事件は多くが被罰者が自殺をしたり怪我をするなど刑事罰に問われる可能性のある案件であり、やや一般性にかけるものであること、もう一つにはこの事例では、当該の子どもや教員への直接の聴き取りが丁寧に行われており、その情報が比較的詳細に公開されている点にある。事例の概要は以下のとおりである。

中学校において子どもが風紀面について担任教員や学年の教員から注意を受けることが多くなっていたところ、担任教員から「帰れ」と言われ、肩を強く押される等、教員の暴言や暴力をひどいと感じていた。また、他生徒に対する注意の仕方と自分に対する注意の仕方が違うこと、「お前」「あんた」などと呼ばれ怒鳴られることに傷ついていた。そして、当該子ども自身は学年の教員に自分の考え方や気持ちについてもっと自分の言い分を聞いてほしいと感じていた。また、保護者はこのような子どもの気持ちを学校の教員に訴えたが、理解されることに困難を感じていた。その後、教科教員から職員室に呼びだされた際に、床に座らされ、顔を殴られるという体罰が発生した。

まず、注目すべきことは体罰案件は突然起ころうではないということである。一事例をもとに論じるべきではないかもしねないが、筆者の臨床経験上、それまでに教員と子どもとの間に何らかのトラブルを抱えていることが多い。この事例においても、子どもは「担任の教諭から友人関係について干渉されるような発言を受ける等、教諭への不信感を強めており、クラスや学校で自分が否定的な評価を受けることで、他の生徒

とつながりにくくなることを心配していた。」とあり、子どもと教員の間の関係性がそもそもあまり良くない状態で体罰がおこっている。この事例では、直接体罰を行った教員は担任教員ではなく別の教員であったが、学年の教員全体の雰囲気が当該子どもに対して否定的なまなざしであったことが想像できる。そして体罰により、子どもはショックを受け、保護者は学校への不信感や怒りを高めている。

一方で学校側の理解として、「社会のルールを身につけさせるためには指導は必要なこと、特に高校進学にあたって欠かせないこと、目の前の子どものルール違反について目をつぶることはできないと考えていること等」が語られている。「しかし一方で、指導しても、子ども自身が話を聞ける状態になく、かえって教諭に対して反発を強める結果となる例も多い」状態であったと述べられている。そして、「どういう指導方法がその子どもに合うのか、教諭たちは困難を感じていました」とあり、学校は何とか子どもを指導しようしながらも、うまくいかず悩んでいた様子がうかがえる。

ここでまず一つに、はたして「体罰は効果的なのか」という論点がうかびあがる。そして、二つめに教員が指導をする必要があると感じる行為に対して、「体罰ではなく、どのように指導するべきなのか」という論点がある。

さらに、オンブズパーソンと担任教員とで話を重ねていく中で、なぜ体罰を行うに至ったかを共に考え、当該教員からは「指導方法に葛藤がありつつも、課題提出や約束をやぶった子どもを許してはならないと考え、その行動を子どもに考えさせたいという気持ちが強かった」ことが語られている。そして、子どもと教員の置かれている全体的な状況について共に考え、「子どもに何をさせたか、教師が子どもにどうがんばらせたかのみに目が行き、『結果がすべて』と評価される風潮に、現場の教師たちは強くプレッシャーを受け、子どもとの地道なやり取りや向き合いを周囲に理解され

にくい現状があることを、聞き取りました。」

このような状況から、体罰は一教員の問題として個人に責任を負わせて終わりではなく、「体罰を生みだす学校や社会的背景は何なのか」ということについて考える必要があると思われる。

4 論点①：体罰の効果

事例をふまえて、まず一つ目の論点として「体罰は効果的なのか」という問題がある。少なくとも上述の事例においては、体罰はかえって教員に対する不信感を生んでいる。

心理学の観点からは、罰とは「社会的に好ましくないとされる行動を抑制するための手法で、当該行動にたいして主にその直後に苦痛・不快事象を随伴させることによって、その行動の抑制をもたらそうとするもの」⁷⁾であり、嫌いな刺激を与える、もしくは好きな刺激を取り除くことである。ここでは、学校教育法で言うところの「懲戒」も「罰」の一つとなる。

また、罰の効果について古くは、動物を被験体とした実験が行われ、罰が一過性の全般的反応抑制しかもたないと言われてきた。また、好ましくない副作用をもつて、行動を抑制するコントロール法としては別の方法を用いたほうがよいとされてきた。一方で、罰が随伴した特定反応に対して長時間持続する特殊的抑制効果（その反応の生起率を低める効果）をもちうることを示す結果もある。

罰の副効果としては、「施罰時には直接的ないし転移性の攻撃行動がよく出現するし、しつけに体罰を多く用いる親の子どもは攻撃性が強く、それは親の攻撃的な処罰行動が子どもに模倣ないしはモデリングされたためといわれる。」また、「重すぎる罰は情緒性を高めたりしつけ手との人間関係を崩壊させたりして、しつけの手段としての有効性を減じ、かえって逆効果になることが多い」とされている。

つまりは、一般的に心理学的においてはそれが体罰

であろうが懲戒であろうが、「罰」は望ましくない効果をもたらすと考えられている。

また、体罰について田沢（2012）⁸⁾は、Elizabeth,T.G(2002)⁹⁾による親の体罰と子どもの行動についての研究に関するメタ分析の結果を参照し、子どもの頃にみられる行動・傾向及びおとなになってから見られる行動・傾向のどちらにおいても、体罰の効果についてほぼすべての項目で否定している（表1）。なお、この分析では体罰を「子どもの行動をただす、あるいはコントロールする目的で、怪我はさせないが痛みを感じさせる物理的な力を用いること」と定義し、身体的虐待とは区別している。

表1：親の体罰がもたらす子どもの行動・傾向

項目	望ましい (研究数)	望ましく ない (研究数)
子どものころにみられる行動・傾向		
1) 即時的服従	3	2
2) 規範的意識の内在化	2	13
3) 攻撃性	0	27
4) 非行・反社会的行動	1	12
5) 親子関係の質	0	13
6) メンタルヘルス	0	12
7) 被虐待者となる可能性	0	10
おとなになってから見られる行動・傾向		
8) 攻撃性	0	4
9) 犯罪および反社会的行動	1	4
10) メンタルヘルス	0	8
11) 子どもやパートナーへの虐待	0	5

出典：Elizabeth, T. G(2002)からの抜粋を子どもすこやかサポートネット訳¹⁰⁾

では、実際、子どもたちはどのように考えているのだろうか。「体罰」について特集された記事¹¹⁾の中で

は、中高生 10 人が「体罰についてどう思うか」という問い合わせに意見を述べている。そこでは、「先生がイライラしてあたっているだけ」「先生にも何か思いがあるのかかもしれないけれど、叩かれた方は傷つく」「むかついても、おかしいと思っても先生には言えない。こわいし」といった体罰やその効果に否定的な意見、一方で「人に迷惑をかけたり悪いことしたなら、なぐられてもしようがない…と思う」「先生も人間やし、生徒の口が悪くて侮辱されたらつらくて傷つくと思う。手が出てしまうのは人間だからかな」と体罰をふるう教員に対する理解の言葉も出ている。西山・藤川（1991）¹²⁾では「自分が悪かったと反省した」（32.1%）、「自分も悪かったがそこまですることはないと思った」（32.1%）、「かえって反抗心や恨みの気持ちの方が強かった」（20.0%）となっており、どちらかといえば否定的な意見が多い。三浦（1997）¹³⁾においても体罰への印象として「理不尽、理解できない」（24%）、「痛かった、苦しかった」（20%）が多く、10%以上のものとして「嫌悪感、嫌いになった、むかついた」、「怒り、許せない、むかつく」、「恐怖心、こわかった、こわくなかった」があげられている。肯定的な感情としては、「自分が悪いと反省した（12%）と「よい先生だから許せる」（6%）がある程度である。

ここで改めて体罰の影響について述べれば、メリットとしては、「即時の効果」や「本気でしかってくれている、愛情であると感じる場合がある」ということ、デメリットとしては「人間関係が悪化する」暴力を学習することで「攻撃性が高まる」といったことがあげられるだろう。

5 論点②：体罰以外の指導方法の可能性

体罰によるメリットはほとんどないにも関わらず、上記の事例のように体罰がおこる一つの要因として、教員が口頭での注意では態度や行動が改まらないと感じていることがあげられる。しかし、子どもたちの「普通は先生に注意されたら、やめるのに、それでも反発

して態度が改まらないのは、その子に何かあると思うけど…そういうやんちゃなやつは殴っても変わらへんと思うし。やっぱり先生は殴ったらあかんと思う。」¹¹⁾という意見にもあるように体罰を行ったからといって態度が改まるという可能性も低い。

体罰がおこってしまう時、する側の人間がどのような感情なのかを語ったものは少なく、研究も少ない。そこで、体罰に関する特集記事の中に寄せられている教員の声¹¹⁾の中からその感情を推論してみたい。ただし、ここで取り上げられている教員が実際に体罰を行っているわけではないことを断っておく。「以前自分の担任するクラスの子どもに対して、別の先生からの体罰がありました。教師が指導したことに対して、その生徒の態度を反抗的に感じて、怒りのあまり手をあげてしまったのです」「子どもどうしの暴力だと喧嘩だけど、教師が中学生に手をだしたら、生徒には対抗できない理不尽なもの…体罰になってしまします。でも、教師も生徒から苦しめられること、暴力を受けることもあります」と苦惱している様子がある。また、子どもたちの声の中からも「先生も人間やし、生徒の口が悪くて侮辱されたらつらくて傷つくと思う。生徒が殴ってきて暴力で返すのはだめだけど、手が出てしまうのは人間だからかなとも思う。どちらかが一方的に悪いわけじゃないと思う」という意見がある。体罰のおこる瞬間は、おそらく感情が爆発して衝動的に手が出てしまうものと思われる。そして、その心情自体については、比較的周囲から理解されることもある。

ただ、川西市の事例では体罰を行ったあとに当該教員との話あいにおいて、「子どもとの関係が築けないまま指導に入ると、子どもの側に理解する気持ちが生まれないこと、したがって子どもと教諭が話せる関係になることで子どもの側に理解しようとする気持ちが生まれること、子どもと教諭の関係そのものを基盤におくことが重要である」と確認をしている。あくまでも口頭での丁寧な指導という、当初の指導方法の重要性を確認している。その後、子ども自身が担任教員や学

年教員に「もっと話を聞いてほしい」「注意するときは、理由をちゃんと言ってほしい」ことを伝え、それを理解して丁寧な指導を心がけてもらったこと、また「担任教諭を中心として、指導以外の場面で子どもと会話をを行う機会が増え、教諭が自ら子どもに話しかけ、子どもの人となりを理解しようと努めていること」もあり、子どもと教員との関係回復に向かって前進がみられている。

このようにみると、指導方法はあくまでもその指導を受け入れる関係性があつてこそものであることが読みとれる。しかし、その関係性がつくりにくい場合にどうしたらよいのか、関係性があれば体罰を行っていいのかについてはさらなる議論が必要である。ただ、上述の事例は、体罰を行ったあとの関係性の修復に第三者的立場の人間の関与が有効であったことを示唆するものであろう。

6 論点③：体罰を生みだす学校や社会的背景

最上（1996）³⁾は学校現場における体罰を生みだす背景について学校現場に身をおく教員の立場から法律的な根拠や裁判所の判断、行政当局による指導例を紹介しながら考察し、以下11点の指摘を行っている。「体罰に容認的な風潮の存在」「『体罰を与えてもよいからきちんと教育してほしい』という保護者の要望」「家庭教育に属するしつけが学校教育に持ち込まれている」「体育系のクラブや部活動が体罰の温床になりやすい」「体罰の定義が明確でない」「過去に受けた体罰に感謝し、それをなつかしむ人たちがいる」「『より悪い事態の発生を防ぐために体罰が必要である』とする意見がある」「教職員のなかに体罰の即時的效果に期待する傾向がみられる」「言葉による説得力が力をもたなくなっているという現実がある」「適切に指導できる先輩教師がない」「殴打しただけで起訴された事件はなく、軽い殴打は不間にされる傾向がある」と述べている。

また、伊藤・越智（2003）¹⁴⁾の研究や安田（1997）¹⁵⁾、楠本・鍋谷・立谷・三村・岩本（1997）¹⁶⁾におい

ても親の体罰や友人との暴力的行動、学校教育における体罰の体験が体罰に対する肯定的態度と関係することなどが明らかになっている。

川西市の事例においては、最終的にオンブズマンは、「①規範意識を植え付けようとの学校側の熱意が、時として画一的な指導につながり、個々の子どもを尊重したかわりを妨げる要因となっており、子どもとの関係がさらに悪化するという悪循環に陥っていたこと。また②学校のそのような指導方針は、個々の教諭の関係が十分に形成されていなかった結果として体罰が生み出されたこと。そして③学校生活における指導は、子どもとの関係づくりやコミュニケーションを基盤として行われるべきであることを改めて確認した」として、関係する市の機関においても個別救済の実際としてこの件を共有し、今後の教訓としていかしてもらうべきであると判断し、当該学校及び市教育委員会に対して結果通知を行っている。特に、②に述べられている個々の教員の関係が十分に形成されていないという指摘は興味深い。体罰について原稿を寄せた教員の声にも「お互いに助け合える教師同士のつながりを築いて、体罰について教師間で認識を深めていくこと、そして、学校から体罰をなくしていくことができたらいいなと思います」と述べられている。体罰を個人の問題にせず、どのようにしたら子どもたちに適切な指導ができるか、教員同士で議論ができる雰囲気が重要であると示唆される。

7 おわりに

本稿では、実際に起った比較的一般的と思われる体罰事例及び子どもたちや教員の生の声をもとに論点を整理しているため、部活動の指導における体罰などの問題には触れることができていない。

体罰の問題はややもすると、体罰を受けた子どもにも悪いところがあったし、あの教員は指導に熱心あまり行き過ぎた結果だと捉えられるところもある。そのような社会全体の風潮が、体罰を受けた子ども自身

の声を聴くことを遠ざけている。無論、教員による体罰だけが問題ではなく、暴言等の問題もあるだろう。改めて言うまでもないが、指導がなりたつためにはお互いの関係性が重要である。指導が成り立たない関係性になっている場合でも、できれば体罰がおこる前に、体罰がおこった後でも、子どもと教員とのあいだの関係を修復することができるような、そういう支援が必要なのではないだろうか。体罰からの立ち直り支援の可能性等、本稿はこれらの問題の論考の緒にすぎない。今後も問い合わせていきたい。

[引用・参考文献]

- 1)松村明；大辞泉：1995
- 2)文部科学省；問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知），2007
http://www.mext.go.jp/a_menu/seitoshidou/0720609.htm
(2013年11月8日)
- 3)最上嘉子；学校現場における体罰をめぐって，教育心理学年報，35：147-156，1996
- 4)文部科学省；体罰根絶に向けた取組の徹底について（通知），2013
http://www.mext.go.jp/a_menu/seitoshidou/1338620.htm
(2013年11月8日)
- 5)文部科学省 2013 体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）
http://www.mext.go.jp/a_menu/seitoshidou/1331907.htm
- 6)川西市子どもの人権オブズパーソン；子どもオブズレポート2012：41-44，2013
- 7)金城 辰夫；罰 心理学事典，平凡社 685-686, 1981
- 8)田沢茂之；子どもへの暴力防止・体罰など，子どもの権利研究，20：10-14，2012
- 9)Elizabeth, T.G. ; Corporal Punishment by Parents and Associated Child Behaviors and Experiences: A Meta-Analytic and Theoretical Review , Columbia University, Psychological Bulletin:128(4):539-579, 2002
- 10) 子どもすこやかサポートネット
<http://www.kodomosukoyaka.net/> (2013年11月12日)
- 11)子ども情報研究センター；「体罰」①子どもの声、教師の声，はらっぱ，.338 : 2-8, 2013
- 12)西山啓・藤川美枝子；生徒指導に関する心理学的研究（2）一体罰ならびに叱責が児童・生徒に与えた影響を中心としてー，日本教育心理学会総会発表論文集，33：529，1991
- 13)三浦香苗；大学生の体罰認知に関する予備的研究，日本教育心理学会総会発表論文集，39 : 277, 1997
- 14)伊藤安代・越智啓太；大学生の体罰に対する態度を規定する要因，日本教育心理学会総会発表論文集，45 : 148, 2003
- 15)安田勉；体罰体験とその意識 ー大学生への意識調査からー，日本教育心理学会総会発表論文集，39 : 534, 1997
- 16)楠本恭久・鍋谷照・立谷泰久・三村覚・岩本陽子；体育先行学生と体罰に関する研究（1）ー被体罰経験と意識ー，日本教育心理学会総会発表論文集，39:278, 1997